

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念**される状況にあります。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等**に対して支援を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し**していく必要があります。

多面的機能支払 49,000（48,401）百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



※ 金額は、H31年度概算要求額（括弧内は、H30年度予算額）

中山間地域等直接支払 26,610（26,340）百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支払 2,680（2,450）百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

<対策のポイント>
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>
農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上〔平成32年度まで〕
農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上〔平成32年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,300（46,801）百万円

- ① 農地維持支払
- 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など**地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援**します。
- ② 資源向上支払
- 地域住民を含む組織が取り組む**水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援**します。

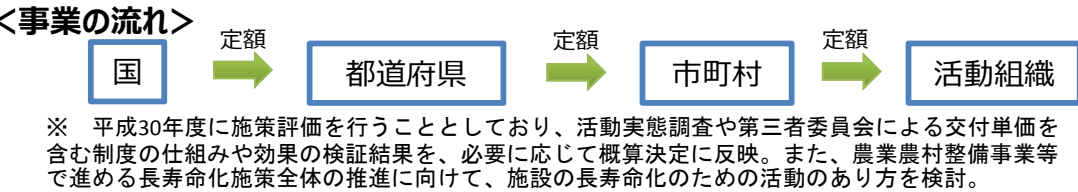
(交付単価)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※2	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※2
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕
※1：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む地域は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,700（1,600）百万円

- 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援します。
- 事務の簡素化を図るため、事務支援システムの普及・推進を支援します。



○ 農地維持支払

【対象者】
農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など**地域資源の基礎的保全活動**
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



○ 資源向上支払

【対象者】
農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
・施設の長寿命化のための活動 等



小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

新たな活動組織

既存活動組織

+

小規模集落
(本制度未取組)



基本単価 基本単価+加算

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

<対策のポイント>
高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

<政策目標>
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止〔平成27年度～31年度まで〕

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,010（25,890）百万円

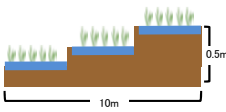
○ 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

○ 担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）を実施します。

【主な交付単価】

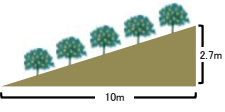
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)



21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)



11,500円/10a

<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）

② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず 3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

<事業の流れ>

国

都道府県

市町村

農業者等

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

＜対策のポイント＞
農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

＜政策目標＞
○土壌炭素貯留量の増加への貢献
○市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50%〔平成31年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,562（2,360）百万円

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
- ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 117（90）百万円

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】
都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

＜事業の流れ＞ ➡ 環境保全型農業直接支払交付金 ➡ 環境保全型農業直接支払推進交付金



支援対象となる取組

▶ 全国共通取組



カバークロップ

5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価	対象取組		交付単価※	配分に当たっては、 全国共通取組が 優先されます。
	全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)	
		堆肥の施用	4,400円/10a	
		有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	
	地域特認取組 ※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります			

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。